

中小事業者のための 土壌汚染対策ガイドライン

～土壌汚染対策を円滑に進めるために～

(改訂第3.30版)

令和6年3月



東京都環境局

中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン

事業者



目次

私たちがガイドラインの
説明をします

専門家



基本編

こんな方へ

- 土壌汚染の健康リスクを理解したい方

1. 土壌汚染とは？

ページ	
4	土壌汚染とは？
5	コラム-人為的原因による土壌汚染-
5	コラム-自然的原因による基準超過-
6	土壌汚染による人への影響

こんな方へ

- 土壌汚染の存在や汚染の拡がりを調べたい方

2. どういうときに 土壌汚染を調べるのか？

ページ	
8	法や条例で土壌汚染の調査が必要になるとき
10	操業中に調査を行うとき
10	コラム-融資制度-
11	土壌汚染の調査について

こんな方へ

- 合理的な対策を知りたい方

3. 基準不適合土壌が見つかった場合には？

ページ	
14	対策が必要な場合
16	対策選定の流れ
16	基準不適合土壌への対処の考え方
18	対策方法の概要
20	対策費用の比較

こんな方へ

- 合理的な対策を実践したい方

4. 合理的な対策を実践するには？

ページ	
22	リスクの対処とコミュニケーション
23	合理的な対策の実践ポイント
24	工場等の操業中から土壌汚染対策に計画的に取り組み、早めに調査・対策を実施した例
26	コラム-土壌の3R-
27	コラム-土壌汚染対策アドバイザー制度の操業中対策事例-

巻末資料

コラム ー土壌汚染対策の実施方法の変化ー

コラム ー目標土壌溶出量と目標地下水濃度の設定ー

コラム ー区域内における施工方法の基準ー

コラム ー法台帳・条例台帳、情報公開システムー

• 周辺環境保全対策の具体例一覧表

• 周辺環境対策におけるチェックリスト

• 各区市で定められている土壌汚染に関する条例・要綱等

• 土壌汚染に関する都内の問い合わせ・受付窓口



詳細編

ページ
30 土壤汚染対策全体の流れ

① 基準編

ページ	32	土壤溶出量基準と土壤含有量基準の一覧
	33	第二溶出量基準の一覧
	34	地下水基準と第二地下水基準の一覧
	35	コラム-有害物質の種類と主な用途-
	36	コラム-土壤汚染による健康リスク-

② 法・条例手続編

ページ	37	環境確保条例の手続の進め方
	38	土壤汚染対策法の手続の進め方
	39	指定調査機関
	39	調査の猶予について

③ 対策技術編

ページ	40	溶出量基準を超えた場合の対策選定フロー
	41	基準不適合土壤への対策方法の解説
	43	舗装/盛土/土壤入換え/立入禁止/地下水の水質の測定/原位置不溶化/不溶化埋め戻し
	47	原位置封じ込め/遮水工封じ込め/地下水汚染の拡大防止/遮断工封じ込め
	49	土壤ガス吸引/地下水揚水/生物的分解/化学的分解
	51	原位置土壤洗浄/掘削除去

④ 対策事例編

ページ	52	対策のケーススタディ
	54	ケース1 建物（基礎）を残し、土壤を掘削しないで対処
	55	ケース2 基礎により土壤を覆い、掘削しないで対処
	56	ケース3 基礎の空隙に基準不適合土壤を埋め戻す
	57	ケース4 基準不適合土壤の分布状況と地下水位を考慮し、対策を組み合わせる
	58	ケース5 土壤中の有害物質の濃度を考慮し、対策を組み合わせる
	59	ケース6 今後の土地利用を考慮し、再掘削が予想される深度まで土壤入換え
	60	ケース7 今後の土地利用を考慮し、基準不適合土壤を集約
	61	ケース8 土地を利活用しながら地下水の継続監視
	62	ケース9 基準不適合土壤の分布状況を考慮し、今後の土地利用（建築計画）を検討
	63	ケース10 建替えを考慮した設備配置により、操業中から建替え後まで土壤ガス吸引を継続
	64	ケース11 建替えを考慮した設備配置により、操業中から建替え後まで地下水揚水を継続
	65	ケース12 操業中から地質条件に応じた対策を組み合わせる
	66	ケース13 操業中から地下水の水質の測定を開始
	67	ケース14 既存の施設を活用し、操業中から建替え後まで原位置土壤洗浄を継続

このガイドラインの目的

このガイドラインは、これから土壌汚染対策を実施しようとする都内中小事業者の皆さまに向けて、土壌中の有害物質による健康リスクや土壌調査に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策（以下「合理的な対策」といいます。）を選択するための具体的な手順等を分かりやすく示すことを目的に作成しました。

このガイドラインが多くの方々に活用され、合理的な対策が普及することにより、土壌汚染対策が円滑に進むことを期待します。



ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、基本編と詳細編、巻末資料で構成されています。基本編の本文中に「❖」印がある内容については、端に記した詳細編のページに詳しい解説がありますので、必要に応じて参照してください。

ガイドラインの見方



ガイドラインに関連する法令と対象とする有害物質

本ガイドラインに係る法令と、ガイドラインの対象とする有害物質を次に示します。

○関係法令

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）

平成13年10月1日施行

平成31年4月1日改正条例施行



以下、本文中では「条例」といいます。

- ・土壌汚染対策法

平成15年2月15日施行

平成22年4月1日改正法施行

平成30年4月1日改正法施行

平成31年4月1日改正法施行



以下、本文中では「法」といいます。

○ガイドラインの対象とする有害物質

- ・法で定める26種類の有害物質（揮発性有機化合物、重金属、農薬等）